

○変更契約報告(11月分)

1	小飛島港2号護岸長寿命化工事
2	豊浦港高潮対策陸閘設置工事
3	市道西大島30号小黑崎線外1線道路改良工事
4	大島公民館屋外階段等改修工事
5	横江漁港(入江地区)高潮対策工事
6	大型カルバート定期点検業務
7	橋梁定期点検その4業務
8	小飛島港2号護岸長寿命化工事
9	応神川7号橋外橋梁補修(補強)工事
10	尾坂川37号橋外橋梁補修(補強)工事

変更契約報告書

1 工 事 名	小飛島港2号護岸長寿命化工事		
2 工 事 位 置	笠岡市	飛島	地内
3 契 約 者	板本組		
4 契 約 者 の 住 所	岡山県笠岡市神島外浦2885番地の18		
5 内 容 (概 要)	ひび割れ充填工 L=27.2m(L=27.2m) ※()内は変更前		
6 当 初 の 契 約 金 額	¥1,870,000		
7 変 更 後 の 契 約 金 額	¥1,408,000		
8 当 初 の 期 間	令和4年9月2日	~	令和4年12月23日
9 変 更 後 の 期 間	—	~	—
10 変 更 理 由	現地調査の結果, コンクリート補修の工法の変更により, 材料の数量及び金額の減額変更を行うものである。		

変更契約報告書

1 工 事 名	豊浦港高潮対策陸閘設置工事		
2 工 事 位 置	笠岡市	北木島町	地内
3 契 約 者	(株)光南溶工		
4 契 約 者 の 住 所	岡山県岡山市東区九幡1119-15		
5 内 容 (概 要)	変更前 陸閘 1基(純径間4.5m×有効高0.7m) 変更後 陸閘 1基(純径間4.5m×有効高0.7m)		
6 当 初 の 契 約 金 額	¥8,151,000		
7 変 更 後 の 契 約 金 額	¥7,304,000		
8 当 初 の 期 間	令和4年6月17日	～	令和4年12月23日
9 変 更 後 の 期 間	—	～	—
10 変 更 理 由	設計図書に記載されている扉体及び戸当りの数量に誤りが確認されたため、数量及び金額の変更を行うものです。		

変更契約報告書

1 工 事 名	市道西大島30号小黑崎線外1線道路改良工事		
2 工 事 位 置	笠岡市	西大島	地内
3 契 約 者	中国興業(株)		
4 契 約 者 の 住 所	岡山県笠岡市西大島4226番地3		
5 内 容 (概 要)	道路改良工事 施工延長 L=36.4m(L=36.4m) 道路幅員 W=2.00~2.63m(W=2.00~2.63m) ※()内は変更前		
6 当 初 の 契 約 金 額	¥2,750,000		
7 変 更 後 の 契 約 金 額	¥2,486,000		
8 当 初 の 期 間	令和4年7月15日	~	令和4年11月30日
9 変 更 後 の 期 間	—	~	—
10 変 更 理 由	地元協議の結果, 自由勾配側溝とU型側溝の側溝蓋をグレーチング蓋からコンクリート蓋へ変更した。 上記理由により諸数量に異同があったため, 内容及び金額の変更を行うものである。その他諸数量の異同は, 現地精査の結果によるものである。		

変更契約報告書

1 工 事 名	大島公民館屋外階段等改修工事		
2 工 事 位 置	笠岡市	大島中	地内
3 契 約 者	(株)三宅組		
4 契 約 者 の 住 所	岡山県笠岡市笠岡4915番地の3		
5 内 容 (概 要)	建築改修工事一式 ・劣化改修工事 一式 ・防水改修工事 一式 ・建具改修工事 一式 ・塗装改修工事 一式		
6 当 初 の 契 約 金 額	¥2,178,000		
7 変 更 後 の 契 約 金 額	¥2,343,000		
8 当 初 の 期 間	令和4年9月2日	～	令和4年11月30日
9 変 更 後 の 期 間	—	～	—
10 変 更 理 由	・劣化改修の実績に伴う増減 ・犬走り階段の仕上げモルタルのひび割れ・浮きが激しいため、撤去補修を行う。 上記理由により、増額変更を行うものである。		

変更契約報告書

1 工 事 名	横江漁港(入江地区)高潮対策工事		
2 工 事 位 置	笠岡市	横島	地内
3 契 約 者	中国興業(株)		
4 契 約 者 の 住 所	岡山県笠岡市西大島4226番地3		
5 内 容 (概 要)	護岸嵩上げ工 L=160.0m(L=160.0m) ※()内は変更前		
6 当 初 の 契 約 金 額	¥5,467,000		
7 変 更 後 の 契 約 金 額	¥7,370,000		
8 当 初 の 期 間	令和4年7月29日	~	令和4年12月23日
9 変 更 後 の 期 間	—	~	—
10 変 更 理 由	現地確認の結果、足場工が必要となり新規計上する。 上記理由のほか、現地精査の結果により諸数量の異同があったため、内容及び金額の変更を行うものである。		

変更契約報告書

1 業 務 名	大型カルバート定期点検業務
2 業 務 位 置	笠岡市 西大戸 地内
3 契 約 者	日本インフラマネジメント(株)
4 契 約 者 の 住 所	岡山県岡山市北区田益1388番地の7
5 内 容 (概 要)	大型カルバート点検 N=3基(N=3基) ※()内は変更前
6 当 初 の 契 約 金 額	¥2,200,000
7 変 更 後 の 契 約 金 額	¥1,595,000
8 当 初 の 期 間	令和4年6月2日 ~ 令和4年12月23日
9 変 更 後 の 期 間	— ~ —
10 変 更 理 由	・点検の結果, 全施設の判定結果がⅡ判定であり, 数量を算出する必要性がないことが分かったので, 概算数量算出及び数量総括表作成の数量を減とする。 上記理由により諸数量に異同があったため, 内容及び金額の変更を行うものである。その他諸数量の異同は現地精査の結果によるものである。

変更契約報告書

1 業 務 名	橋梁定期点検その4業務		
2 業 務 位 置	笠岡市	吉浜外	地内
3 契 約 者	(株)ウエスコ岡山支社		
4 契 約 者 の 住 所	岡山県岡山市北区島田本町2丁目5番35号		
5 内 容 (概 要)	橋梁点検 N=27橋(27橋) 数量総括表の作成 N=0橋(1橋)	概算数量算出 N=1橋(1橋)	※()内は変更前
6 当 初 の 契 約 金 額	¥5,280,000		
7 変 更 後 の 契 約 金 額	¥4,906,000		
8 当 初 の 期 間	令和4年6月22日	~	令和4年12月23日
9 変 更 後 の 期 間	—	~	—
10 変 更 理 由	点検の結果に基づき、対策検討・数量総括表作成が不要になったため減とする。 その他、諸数量の異同については現地精査によるものである。 上記理由により、数量及び金額の変更を行うものである。		

変更契約報告書

1 業 務 名	小飛島港2号護岸長寿命化工事		
2 業 務 位 置	笠岡市	飛島	地内
3 契 約 者	板本組		
4 契 約 者 の 住 所	岡山県笠岡市神島外浦2885番地の18		
5 内 容 (概 要)	ひび割れ充填工 L=121.2m(L=27.2m) ※()内は変更前		
6 当 初 の 契 約 金 額	¥1,870,000		
7 変 更 後 の 契 約 金 額	¥1,716,000		
8 当 初 の 期 間	令和4年9月2日	~	令和4年12月23日
9 変 更 後 の 期 間	—	~	—
10 変 更 理 由	・コンクリート補修の工法の変更により, 材料の数量を変更する。 ・現地調査の結果, ひび割れの劣化が進んでいるため追加施工する。 上記の理由により, 数量及び金額の変更を行うものである。		

変更契約報告書

1 工 事 名	応神川7号橋外橋梁補修(補強)工事		
2 工 事 位 置	笠岡市	笠岡外	地内
3 契 約 者	(有)奥野建設		
4 契 約 者 の 住 所	岡山県笠岡市笠岡507番地の45		
5 内 容 (概 要)	橋梁保全工事 応神川7号橋 L=4.0m, W=3.4m(L=4.0m, W=3.4m) 土生川2号橋 L=2.4m, W=7.6m(L=2.4m, W=7.6m) 富岡4号橋 L=3.5m W=3.0m(L=3.5m W=3.0m) ※()内は変更前		
6 当 初 の 契 約 金 額	¥3,828,000		
7 変 更 後 の 契 約 金 額	¥3,839,000		
8 当 初 の 期 間	令和4年6月24日	~	令和4年12月23日
9 変 更 後 の 期 間	—	~	—
10 変 更 理 由	・現地精査の結果, 断面修復の施工範囲が設計と異なるため, 諸数量の変更を行う。(応神川7号橋, 土生川2号橋, 富岡4号橋) 上記理由により諸数量に異同があったため, 内容及び金額の変更を行うものである。		

変更契約報告書

1 工 事 名	尾坂川37号橋外橋梁補修(補強)工事		
2 工 事 位 置	笠岡市	尾坂外	地内
3 契 約 者	白石島商営(有)		
4 契 約 者 の 住 所	岡山県笠岡市四番町8-6		
5 内 容 (概 要)	橋梁保全工事 尾坂川37号橋 L=8.28m(8.28m) W=3.06m(3.06m) 隅田川9号橋 L=5.60m(5.60m) W=3.83~6.37m(3.83~6.37m) ※()内は変更前		
6 当 初 の 契 約 金 額	¥7,381,000		
7 変 更 後 の 契 約 金 額	¥7,931,000		
8 当 初 の 期 間	令和4年8月5日	~	令和5年2月24日
9 変 更 後 の 期 間	—	~	—
10 変 更 理 由	・施工前事前調査の結果, 断面修復工の面積を増とする。 その他, 諸数量の異同は現地精査の結果によるものである。 上記により, 数量及び金額に異同が生じたため, 変更するものである。		